

— 静かな夜と平和な空を返せ —

発行日：2024年2月19日

発行者：福本道夫

横田訴訟原告団 NEWS 号外 24-01

連絡先：〒196-0003 東京都昭島市松原町4-10-24-100

E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田基地公害訴訟原告団

横田基地公害訴訟第3回弁論

裁判内容は〇〇〇

以下は、弁護団の先生にお書きいただきました。

今回の期日では、当方から、主にオスプレイに関する主張をします。期日では後記のとおり、要旨を述べます。

他方、国は、自動騒音測定結果や周辺対策（防音工事等）に関する主張をします。前回裁判でも、国の周辺対策は、騒音の抜本的解決になっていないと指摘されているところです。また、前回裁判の終結日（2019年9月17日）においても騒音被害の違法性が認められているところ、現在はそれより騒音被害が大きくなっています。今後、これらの点も反論していきます。

記

本日陳述の第2準備書面では、オスプレイの①構造的欠陥、②事故率の高さを踏まえ、オスプレイの配備・飛行の停止、飛行により生じている精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めるとともに、③構造的欠陥・高い事故率を有するオスプレイが強硬配備されていることから伺われる横田基地の非公共性について主張しています。

①構造的欠陥について述べます。平成30年10月1日以降横田基地にオスプレイが正式配備されていますが、オスプレイは㉞オート・ロー

本日の行動予定

- ① 13時15分：事前集会
東京地裁立川支部前
- ② 13時40分：地裁建物に入場（1階で荷物検査があります。）～エレベーターに乗って4階へ
- ③ 13時50分：4階404号法廷に入廷
携帯電話の電源は切るかマナーモードにしてください。
※裁判所から事前に渡された傍聴券約20枚を配布しますが、足りない場合でも法廷には入れますのでご安心ください。
- ④ 14時00分：弁論（20分程度か？）
- ⑤ 退廷後～報告集会（裁判所前）～解散
※弁護団と原告団代表は法廷に留まり、今後の進行について協議予定

テーション機能を備えず、㉞また高温の熱を発生し緊急時の着陸場所が限られるという構造的欠陥を有しています。

㉞オート・ローテーションは、飛行中に回転翼機がエンジンからの出力によらず空力のみにより主回転翼を回転させて揚力を得る緊急手順を指します。ヘリコプターは、この機能を利用し、エンジンが出力停止した際も落下速度を緩め地面への激突を回避できます。しかし、オスプレイは、回転翼の羽の長さとは比べ機体が重すぎるが故に、この機能が備わっていません。

オスプレイも、エンジンと機体が水平の状態

（ウラ面に続く）

(オモテ面からの続き)

となる、いわゆる「固定翼モード」にすることでグライダーのように滑空し緊急着陸できるという意見もあります。しかし、オスプレイは回転翼を回すエンジンが機体とほぼ垂直の状態となる、いわゆる垂直離着陸モードから固定翼モードに移行するために12秒もの時間を要し、その間に機体は約500メートル落下します。もし、オスプレイが500メートル以下の高度で飛んでいるときにエンジンが止まれば、もはやなす術はありません。横田基地周辺の住宅の上を飛んでいる際にエンジン停止した場合悲惨な事故となることは明白です。

①オスプレイは、着陸の際に、地上から約1.32メートルの高さで排気を排出します。その温度は、周辺の温度を約268℃上回るとされます。実際、平成26年10月19日に開催された和歌山県津波災害対策実戦訓練では、オスプレイが離陸した後に消火作業が行われたことやオスプレイが飛び立った後、芝に焦げた跡が残っていることが目撃されていますし、平成25年6月21日、ノースカロライナ州チェリーポイント海兵隊航空基地でも排熱が原因で地表の草が燃える火災が発生しました。このため、緊急時の着陸場所は限られており、適切な着陸場所がない場合には仮に機体が地面に衝突しない形で着陸できたとしても、周囲に火災をもたらす可能性があります。

次に、②オスプレイの事故率の高さについて述べます。オスプレイは開発段階から事故が相次いでいます。

まず、事故率は被害規模によりクラスAからCという形で分けられていますが、⑦平成24年9月19日防衛省がまとめた「オスプレイ事故率について」によりますと、CV22の事故率は、クラスAが13.47で海兵隊平均の約5.5倍、クラスBが31.4で海兵隊平均の約15倍であり、非常に高いです。MV22の事故率も、クラスAが1.93、クラスBが2.85で海兵隊平均の約1.4倍、クラスCが10.46で海兵隊平均の約2.3倍となっています。但し、この集計自体、開発試験段階を除外し、平成3年から平成12年までに起こった、死者合計30人の4件の事故を除

外したものです。このため、開発試験段階を除外しなければより高い事故率となります。

⑧その後も、令和4年6月におけるMV22オスプレイのクラスA事故率は3.16で平成24年の数値からすると1.63倍となります。令和3年9月30日におけるCVオスプレイのクラスA事故率は6.00ですがこれは累計飛行時間が長くなっているため数字が低下しているように見えるだけで、依然として高い事故率です。そして、この直近のデータも平成15年以前の事故が含まれていない統計と考えられます。

このようにオスプレイは構造的欠陥・高い事故率をもつことが明白です。令和4年8月にはクラッチ不具合による事故が多発しているとしてCV22オスプレイは地上待機措置となりましたが、日本政府は十分な説明責任を果たさぬまま、地上待機措置は令和4年9月2日解除されました。その結果、令和5年11月29日、鹿児島県屋久島沖海上の墜落事故により搭乗員が死亡するという最悪の結果を招来しました。搭乗員8名全員の尊い命が失われました。再びオスプレイが横田基地周辺を飛行し、事故が起きれば、多数の人命が失われることは十分に予見可能です。一刻も早く、オスプレイの配備・飛行を停止し、これまでにオスプレイの飛行により生じた精神的苦痛に対する慰謝料は迅速に支払われなければなりません。

そして、日本は独立国として自国の権利を主張する権利があり、日米地位協定の不平等に原因があれば、地位協定の改定を交渉することができます。また条約上の権利として日本には条約の解消を通告し、基地の撤去を要求する権利まであります。そうであるにもかかわらず、構造的欠陥・高い事故率を有するオスプレイの配備が強行され、横田基地周辺で暮らしている方々の安全、健康、安心した暮らしが脅かされる事態を生じております。このことは横田基地の非公共性を如実に示しています。

以上

資料：11/29 墜落事故とその後の経緯

以下の資料は、11月29日のCV-22 オスプレイ墜落事故にまつわる情報（横田基地監視団体、岩国基地監視団体、マスコミ、防衛省の横田基地周辺自治体への情報提供等）をまとめたものです。
【2023年11月29日（水）】

- * 11時少し前：横田基地を②機が離陸。
- * 11時09分：横田基地を①機が離陸。
- * 11時41分・51分：滋賀県大津市で上空を飛ぶCV-22が目撃される。
- * 12時？分：②機が岩国基地に着陸。
- * 13時09分：②機が岩国基地を離陸～嘉手納基地に向かう。
- * 13時27分：①機が岩国基地に着陸。
- * 14時17分：①機が岩国基地を離陸。
- * 14時35分頃：①機が屋久島沖で、鹿児島空港の航空管制運航情報官に緊急事態を伝え、屋久島空港への着陸を求める。～上空での待機を指示。～空港北東沖合上空で旋回～屋久島空港を民間機が離陸…
- * 14時40分頃：屋久島空港滑走路南東側に移動～屋久島沖の最終進入経路付近で墜落。乗員1名発見も死亡確認。
- * 11/30：防衛省、米軍に安全が確認できるまでのオスプレイの飛行中止を要請。同日、陸自のV-22 オスプレイの飛行見合わせ。
- * 11/30：普天間基地のMV-22 オスプレイ、普天間基地や嘉手納基地で離着陸訓練実施。東・北富士演習場での訓練に参加するために飛来。～静岡県、神奈川県で目撃される。
- * 11/30：横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会、横田基地司令官と防衛大臣等に「安全性が確認されるまでCV-22 オスプレイの飛行停止」などを要請（郵送）。
- * 12/1：上記協議会、基地司令官に直接申し入れ。
- * 12/1：在日米軍司令官からCV-22の飛行を停止しているが、その他は安全点検を行った上で運用されているとの説明。
- * 12/1：オスプレイ横田配備反対連絡会（原告団となくす会を含む）が、横田防衛事務所で防衛大臣宛に「オスプレイの飛行停止」申し入れ。
- * 12/2～12/?：MV-22 ②機、墜落機捜索に参加。
- * 12/2：MV-22 ②?機キャンプ富士で訓練実施。

- * 12/4：乗員5名を海中で発見、2名引き揚げ。
- * 12/5：米大統領、乗員8名全員の死亡を認定。乗員は横田基地と嘉手納基地所属の兵士。
- * 12/6：米軍、オスプレイの全機種地上待機を決定～12/7：運用停止措置を発表。
- * 12/6：岩国基地に②機のCV-22が飛来していることを確認。
- * 12/8：オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会（当方2団体含む）、外務省と防衛省にオスプレイの飛行停止を申し入れ。
- * 12/15：米側から、「オスプレイがプロペラを回したり、地上走行を行うことが推奨されている」との説明あり。
- * 12/21：米議会下院の監視・説明責任委員会、オスプレイの安全性と性能に関する情報を1/4までに提出するよう、オースティン国防長官に要請。
- * 12/30：墜落機オスプレイの残骸、岩国基地に陸揚げ。
- * 24年1/12：墜落機オスプレイの捜索・回収活動終了。（1名不明のまま）
- * 1/23：1/23～1/26に横田基地のCV-22の地上でのエンジン稼働実施の連絡。
- * 2/6：「米国防総省がオスプレイ事故を引き起こした機器故障を特定した」「飛行停止以来2か月が経過しており、乗員の習熟度を戻すための時間が必要になると指摘、各軍がそれぞれ運用再開時期を決定する。」と、AP通信が報道。
- * 2/6：国防総省は、普天間のMV-22について「飛行の安全性の確保を前提に機体の整備を進めている」と説明。
- 3月：オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会、オスプレイ横田配備反対連絡会、それぞれ、オスプレイに関する質問・要請を、外務省・防衛省に実施予定。
- また、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議も、オスプレイ問題、PFAS問題、土地規制法問題などについて、政府要請実施を検討中。
- ※毎月1日：基地第2ゲート前での「オスプレイ配備反対」のStanding実施中。
- ※日本で稼働しているオスプレイ：米軍海兵隊MV-22 ④、空軍CV-22 ⑥-①、海軍CMV-22 ②～③?、陸自V-22 ④機です。…ちよっとうろ覚えです。



横田基地公害訴訟原告と横田・基地被害 をなくす会の会員の皆様へ

裁判傍聴時の交通費の支給について

(横田基地公害訴訟原告、横田・基地被害をなくす会の会員のみ対象)

交通費補助として、原告となくす会の会員には500円をお渡しします。出席者名簿に名前を記載の際に、受付担当者がお渡ししますので、お受け取り下さい。

今後の裁判について

今後の裁判予定は以下の通りです。法廷は、基本的に立川地裁4階404号法廷です。

◇第4回口頭弁論：2024年5月13日(月)14時～

◇第5回口頭弁論：2024年9月2日(月)14時～

事前集会等の場所・時刻は、NEWSなどでお知らせします。

「原告」の皆さんの裁判出欠は、「1年に1回出席」のように、できる範囲で結構ですから、心掛けていただくとありがたく思います。

今後のご協力について(横田基地公害訴訟原告のみ対象)

今後、各地域毎に「被害を語る会」を開催予定です。

▶昭島地域：4/6(土)17時～昭和会館、4/7(日)16時～昭島市公民館

また、NEWS送付の際に「爆音カレンダー」を同封予定です。爆音被害を記録する用紙です。できる範囲で結構ですから、ご協力ください。